

病床機能再編支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12の規定により、宮城県地域医療構想の達成に向けた病床機能再編支援事業として、予算の範囲内において、単独支援給付金支給事業、統合支援給付金支給事業及び債務整理支援給付金支給事業を実施することとし、補助の要件等を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「療養病床」とは、医療法（昭和23年法律第205号）（以下「法」という。）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。

2 この要領において「一般病床」とは、法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。

3 この要領において「病床機能報告」とは、法第30条の13の規定により、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するものの管理者が行う報告をいう。

4 この要領において「高度急性期機能」、「急性期機能」、「回復期機能」及び「慢性期機能」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号第30条の33の2）に規定する各区分をいう。

5 この要領において「宮城県地域医療構想調整会議」とは、法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。

6 この要領において「宮城県医療審議会」とは、法第72条第1項に規定する都道府県医療審議会をいう。

7 この要領において「対象3区分」とは、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能をいう。

8 この要領において「構想区域」とは、法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。

9 この要領において「重点支援区域」とは、「重点支援区域の申請について」（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づき指定された構想区域をいう。

(実施主体)

第3 この事業の実施主体は、宮城県内に所在する病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するもの（以下「医療機関」という。）とする。

(補助事業)

第4 補助金の交付は次の事業により行うものとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、対象3区分と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編

計画」という。)を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者を支給対象とした事業であって、次の全ての支給要件を満たすものとする。

イ 単独病床機能再編計画について、宮城県地域医療構想調整会議の議論の内容及び宮城県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

ロ 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

ハ 地域医療構想の実現を目的としない経営困難等を踏まえた自己破産による廃院ではないこと。

ニ 令和8年3月31日までに対象3区分と報告した病床数の減少する計画であること。

(2) 統合支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、対象3区分と報告した病床数の減少を伴う、統合計画に参加する医療機関(以下「統合関係医療機関」という。)の開設者を支給対象とした事業とする。この場合において、統合計画及び事業は次の全ての支給要件を満たすものとする。

イ 統合計画について、宮城県地域医療構想調整会議の議論の内容及び宮城県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

ロ 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止(有床診療所化又は無床診療所化も含む。)となること。

ハ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。

ニ 令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係医療機関が計画に合意していること。

ホ 統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少すること。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関(以下「承継医療機関」という。)の開設者を支給対象とした事業であって、次の全ての支給要件を満たすものとする。

イ 宮城県地域医療構想調整会議の議論の内容及び宮城県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。(前項に規定する統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。)

ロ 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止(有床診療所化又は無床診療所化も含む。)となること。

ハ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。

ニ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。

ホ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

ヘ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

(交付額の算定方法)

第5 要綱別表3に規定する別途定める額の算定方法については、次のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

イ 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から病床機能再編後の対象3区分の許可病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減床する病床1床当たり別表1の額を支給する。

なお、病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。また、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

ロ 算定に当たっては、次の病床数を除くこと。

(イ) 回復期機能への転換病床数

(ロ) 介護医療院への転換病床数

(ハ) 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

(二) 過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数

(2) 統合支援給付金支給事業

イ 統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から病床機能再編後の対象3区分の許可病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減床する病床1床当たり別表1の合計額を支給する。

なお、病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

また、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

ロ 算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除くこと。

ハ 重点支援区域として指定され、その指定において「再編統合（機能連携等を含む）」の

対象となる医療機関」として位置付けられた医療機関が全て含まれている統合関係医療機関については、算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

(交付申請)

第6 補助金の交付申請に当たって、要綱第3第2項(4)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

給付金の支給を受けようとする医療機関が提出する書類は、別表2のとおりとする。

(2) 統合支援給付金支給事業

給付金の支給を受けようとする医療機関が提出する書類は、別表3のとおりとする。ただし、申請に当たっては、統合後も存続する医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関（以下「代表医療機関」という。）を定め、統合関係医療機関を代表して申請を行うこととし、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配については、あらかじめ他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

給付金の支給を受けようとする承継医療機関が提出する書類は、別表4のとおりとする。

(実績報告)

第7 補助金の実績報告に当たって、要綱第6第2項(5)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

開設許可事項変更許可申請に対する許可の写し又は受理印が押印された開設許可事項変更届出書の写し等許可病床数の変更を示す書類の写し

(2) 統合支援給付金支給事業

統合関係医療機関の開設許可事項変更許可申請に対する許可の写し又は受理印が押印された開設許可事項変更届出書の写し等許可病床数の変更を示す書類の写し

(交付の条件)

第8 要綱第12の規定により、要綱第4に規定する交付の条件のほか、次のとおり条件を付すこととする。

(1) 単独支援給付金支給事業

イ 納付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させてはならない。ただし、特

定の疾患にり患者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。

ロ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けてはならない。

(2) 統合支援給付金支給事業

イ 統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させてはならない。ただし、特定の疾患にり患者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。

ロ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けてはならない。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

イ 給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させてはならない。ただし、特定の疾患にり患者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。

ロ 本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限0.5%）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回る場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ハ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けてはならない。

(要領に定めのない事項)

第9 この事業の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第5第1項（1）及び（2）関係）

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1, 140千円
50%以上60%未満	1, 368千円
60%以上70%未満	1, 596千円
70%以上80%未満	1, 824千円
80%以上90%未満	2, 052千円
90%以上	2, 280千円
備考	
一日平均実働病床数（対象3区分の病床稼働率を乗じた数）以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2, 280千円とする。	

別表2（第6第1項（1）関係）

区分	提出書類	備考
単独支援給付金支給事業	単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式1－1）	
	令和8年3月31日までに完了する単独病床機能再編計画（任意様式）	要綱第3第2項（1）に規定する事業計画書を提出する場合は要しない。
	病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等	交付額の算定方法の根拠が分かる書類を添付すること。

	過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し	過年度に「令和2年度病床機能再編支援補助金における令和2年度地域医療構想を推進するための病床削支援給付金」又は「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業のうち単独支援給付金支給事業」により支給を受けている場合に限る。
	病床融通に関する概要（様式1－2）	地域医療連携推進法人による病床融通や法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。

別表3（第6第1項（2）関係）

区分	内容	備考
統合支援給付金支給事業	統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書（様式2）	代表医療機関以外の統合関係医療機関の副署があるものに限る。
	令和8年3月31日までに完了する統合計画（様式2参考様式）	統合に関する合意の内容（合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等）、統合に関するスケジュール及び統合に関する資金計画を記載すること。ただし、廃止となる医療機関に残債がある場合はその処理計画も記載すること。
	病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等	交付額の算定方法の根拠が分かる書類を添付すること。

別表4（第6第1項（3）関係）

区分	内容	備考
債務整理支援 給付金支給事 業	債務整理支援給付金支給申請書 兼口座振込依頼書（様式3）	
	承継医療機関と廃止となる医療 機関間の残債引継に関する申合せ 書、引継債務の明細及び公認会計士 等による意見聴取書（手続実施結果 報告書）（様式3別添）	引継債務の明細は以下の事項の記 載を含むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・借入金 　　債務の内容や用途（事業用資産 の取得及び運転資金など）を記載 し、借入申込書、金銭消費貸借契 約書等を添付すること。 ・買掛金、未払金などその他の債務 　　債務の内容、金額、相手先を記 載すること。
	統合によって廃止となる医療機 関の未返済の債務を返済するため に、金融機関から新たに受けた融資 の貸付契約書の写し及びこれに係 る償還年次表	金融機関から新たに受けた融資の 貸付契約書には廃止医療機関の残債 の返済に関する融資である旨の記載 をすること。
	国税の納税証明書、社会保険料納 入証明書及び労働保険料等納入証 明書	
	医療機関統合支援給付金の申請 を行っている場合はその申請書の 写し、既に交付決定を受けている場 合は、交付決定通知書の写し	